

議案第37号

米原市柏原宿歴史館条例等の一部を改正する条例について

米原市柏原宿歴史館条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成28年2月25日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

米原市柏原宿歴史館、米原市伊吹山文化資料館および米原市醒井宿資料館の入館料について、市内の中学生以下の者に係る入館料を無料とするため、この案を提出するものである。

米原市柏原宿歴史館条例等の一部を改正する条例

(米原市柏原宿歴史館条例の一部改正)

第1条 米原市柏原宿歴史館条例(平成17年米原市条例第182号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市内に住所を有する中学生以下の者(半数以上が市内に住所を有する中学生以下の者で構成された団体を含む。)の入館料は、無料とする。

(米原市伊吹山文化資料館条例の一部改正)

第2条 米原市伊吹山文化資料館条例(平成17年米原市条例第183号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市内に住所を有する中学生以下の者(半数以上が市内に住所を有する中学生以下の者で構成された団体を含む。)の入館料は、無料とする。

(米原市醒井宿資料館条例の一部改正)

第3条 米原市醒井宿資料館条例(平成17年米原市条例第184号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市内に住所を有する中学生以下の者(半数以上が市内に住所を有する中学生以下の者で構成された団体を含む。)の入館料は、無料とする。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

米原市柏原宿歴史館条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	現 行
<p>米原市柏原宿歴史館条例</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>（入館料）</p> <p>第5条 歴史館に入館しようとする者は、別表に定める入館料を納付しなければならない。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、市内に住所を有する中学生以下の者（半数以上が市内に住所を有する中学生以下の者で構成された団体を含む。）の入館料は、無料とする。</u></p> <p>第6条以下 略</p> <p>付 則</p> <p><u>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</u></p>	<p>米原市柏原宿歴史館条例</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>（入館料）</p> <p>第5条 歴史館に入館しようとする者は、別表に定める入館料を納付しなければならない。</p> <p>第6条以下 略</p>

米原市伊吹山文化資料館条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	現 行
<p>米原市伊吹山文化資料館条例</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>（入館料）</p> <p>第5条 資料館に入館しようとする者は、別表に定める入館料を納付しなければならない。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、市内に住所を有する中学生以下の者（半数以上が市内に住所を有する中学生以下の者で構成された団体を含む。）の入館料は、無料とする。</u></p> <p>第6条以下 略</p> <p>付 則</p> <p><u>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</u></p>	<p>米原市伊吹山文化資料館条例</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>（入館料）</p> <p>第5条 資料館に入館しようとする者は、別表に定める入館料を納付しなければならない。</p> <p>第6条以下 略</p>

米原市醒井宿資料館条例新旧対照表（第3条関係）

改正後	現 行
<p>米原市醒井宿資料館条例</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>（入館料）</p> <p>第5条 資料館に入館しようとする者は、別表に定める入館料を納付しなければならない。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、市内に住所を有する中学生以下の者（半数以上が市内に住所を有する中学生以下の者で構成された団体を含む。）の入館料は、無料とする。</u></p> <p>第6条以下 略</p> <p>付 則</p> <p><u>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</u></p>	<p>米原市醒井宿資料館条例</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>（入館料）</p> <p>第5条 資料館に入館しようとする者は、別表に定める入館料を納付しなければならない。</p> <p>第6条以下 略</p>